

情 個 審 第 5 4 号  
平成 28 年 4 月 12 日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



### 理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

#### 1 濟問事件

濟問番号：平成 28 年（行情）濟問第 282 号

事 件 名：平成 27 年司法試験問題漏えい事案の告発状（写し）等  
の一部開示決定に関する件

#### 2 意見書又は資料の提出期限等

##### ① 提出期限

平成 28 年 5 月 10 日（火）

##### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

(別 紙)

平成 28 年（行情） 諮問第 282 号事件

**提出する意見書又は資料の取扱いについて**

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、  
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、 諮問  
庁の閲覧に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮問庁名：法務省

## 理由説明書

### 第1 司法試験制度及び平成27年司法試験問題漏えい事案について

#### 1 司法試験制度について

##### (1) 司法試験の概要

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士といった法曹実務家となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法第1条第1項）。

司法試験の受験資格者は、法科大学院を修了した者、又は、司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者であり、これらの者が受験資格を取得してから最初の4月1日から5年を経過するまでの間、司法試験を受験することができるとされている（同法第4条第1項）。

司法試験は、毎年1回、5月中旬頃に実施され、短答式試験と論文式試験による筆記の方法で行われている（同法第2条第1項）。

##### (2) 司法試験の運営体制の概要

司法試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法第8条及び司法試験法第12条第1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験の実施に関する事務等をつかさどる（同法第12条第2項）。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課が行うとされ（司法試験委員会令第7条），同課所属の法務省職員において、司法試験委員会の庶務を行っている。

司法試験委員会の下には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるための司法試験考查委員（以下「考查委員」という。）が置かれている（同法第15条第1項）。

考查委員は、司法試験委員会の推薦に基づいて、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣によって、毎年の試験

ごとに任命されており、非常勤の国家公務員である（同法第15条第2項、第3項）。

考查委員には、問題作成の段階から関与し、採点、合格者の判定に至る全過程の職務に従事する考查委員（以下「問作委員」という。）と、採点の段階から関与し、合格者の判定までの職務に従事する考查委員（以下「採点委員」という。）がある。

問作委員は、試験実施前年の10月頃に任命されてから5月の試験実施までの間、問題の作成を行い、試験実施後、論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事し、採点委員は、試験実施後である6月頃に任命されてから、問作委員とともに論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事している。

## 2 平成27年司法試験の実施状況

平成27年司法試験は、平成27年5月13日、14日、16日、17日の4日間にわたり、全国7試験地において実施されており、開始初日から3日間にわたり論文式試験が実施され、最終日に短答式試験が実施された。

その後、同年6月4日、短答式試験の成績発表が行われ、短答式試験の合格に必要な成績を得た者については、引き続き、考查委員によって、論文式試験答案の採点が行われた。

同年9月7日の考查委員会議において、平成27年司法試験の合格者の判定が行われ、同判定に基づき、同日、司法試験委員会において、平成27年司法試験の合格者が決定された上、翌8日、その合格発表が行われた。

## 3 平成27年司法試験問題漏えい事案の概要

明治大学法科大学院法務研究科教授であった青柳幸一（以下「青柳前委員」という。）は、平成26年10月17日、平成27年司法試験の考查委員に任命され、公法系科目（憲法分野）担当の問作委員として、平成27年司法試験の問題作成等の職務に従事していた。

青柳前委員は、平成27年司法試験の実施前に、明治大学法科大学院修了者であった受験者Aに対して、平成27年司法試験の問題を教示した上、論述すべき事項について詳細に指導するという漏えい行為を行った。

## 4 漏えい事案発覚後に採られた措置

平成27年8月上旬頃、受験者Aの答案を採点していた考查委員から情報提供がなされたことを端緒として、司法試験委員会において秘密裏に調査を開始し、調査の結果、青柳前委員による上記漏えい行為を認めるに至った。

同年9月8日、司法試験委員会は、青柳前委員を国家公務員法違反（同法第109条第12号、第100条第1項、守秘義務違反）の事実で東京地方検察庁に刑事告発し、同日、法務大臣は、青柳前委員を平成27年司法試験考查委員の地位から解任した。

また、受験者Aについては、同月5日、司法試験委員会において、司法試験法第10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するとともに、将来についても5年間、司法試験及び予備試験の受験を禁止するとの行政処分を行った。

司法試験委員会は、同月8日、漏えい事案の概要、青柳前委員及び受験者Aについて採られた措置の内容、及び、漏えい事案発生の原因を詳しく調査するとともに再発防止策を検討するためのワーキングチームを設置するとの方針を公表した。

## 5 公表後の経緯

平成27年9月15日、司法試験委員会の下に、法曹実務家7名から構成された、「司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）が設けられた。

ワーキングチームにおいては、原因究明の調査、及び、再発防止策の検討を進め、同年10月21日、「平成28年司法試験考查委員の体制に関する提言」を取りまとめ、平成28年司法試験について、研究者・実務家を問わず、法科大学院において現に指導をしている者は司法試験の問題作成に従事しないことなどを提言し、同日、司法試験委員会において、同提言の基本方針に従って、平成28年司法試験の考查委員の推薦を行っていくことを決定した。

その後も、ワーキングチームにおいては、引き続き、関係者に対するヒアリング等の原因究明の調査、及び、再発防止策の検討を進めている。

なお、青柳前委員は、平成27年10月7日、国家公務員法違反（同法第109条第12号、第100条第1項、守秘義務違反）の事実により起訴さ

れ、同年12月10日、第1回公判において、起訴事実を認め、同月24日、懲役1年執行猶予5年の判決の言渡しを受け、平成28年1月8日、同判決が確定した。

## 第2 部分開示とした理由について

1 異議申立人は、平成27年9月8日付け同人作成に係る行政文書開示請求書において、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」の開示を求めたものである。

この点、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」、すなわち、前述の平成27年司法試験問題漏えい事案に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」は、①平成27年司法試験問題漏えい事案の告発に関連する文書、②同事案に関する司法試験考查委員等からの聴取報告書、③同事案に関する書面等の入手報告書、④同事案に関する法務省等による調査報告書、⑤同事案の関係者等からの陳述書及び上申書、⑥同事案に係る司法試験委員会決定に関する文書（以下①から⑥を「本件対象文書」という。）により構成されている。

そして、本件対象文書は、関係者の氏名等特定の個人を識別することができる個人情報が記載されていること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）、公にすることにより、犯罪の捜査、及び、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法第5条第4号）、国家機関である考查委員や司法試験委員会の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記載されていること（法第5条第5号）、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法第5条第6号）から、平成27年10月8日、後述する文書4点を除いて、不開示とする旨の決定を行った。

2 他方で、本件対象文書のうち「平成27年司法試験考查委員の不正な行為について」と題する書面、平成27年9月8日付け司法試験委員会名の告発状（以下「文書1」という。），同月4日付け司法試験委員会委員長山口厚

名の「行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）」と題する文書（以下「文書2」という。），及び，同月5日付け同人名の「司法試験法第10条の規定に基づく決定について（通知）」と題する文書（以下「文書3」という。）の4点の文書については，本件対象文書の中でも比較的開示の弊害が少ないことに鑑みて，同年10月8日付け行政文書開示決定通知書（以下「部分開示決定書」という。）に記載のとおり，同日，異議申立人に対して，部分開示を行った。

もっとも，文書1の告発人の肩書き及び氏名，被告発人の生年月日，年齢及び住所，告発事実のうち犯行の詳細，文書2の被通知者名，試験場名及び司法試験委員会の連絡先，及び，文書3の被通知者名，別添の個人名，生年月日，試験場名，受験番号の各部分は，部分開示決定書に記載のとおり，なお開示の弊害が認められることから，不開示とする旨決定したところである。

すなわち，文書1，文書2，及び，文書3の上記各部分は，特定の個人を識別することができる個人情報が記載されていること（法第5条第1号），公にすることにより，国家公務員法違反等の犯罪の予防，捜査，及び，公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法第5条第4号），公にすることにより，司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法第5条第6号）から，いずれも不開示としたものである。

これに対し，異議申立人は，具体的にいかなる理由により不開示部分が不開示情報に該当するかが分からないと主張するが，文書1，文書2，及び，文書3の不開示部分の性質に照らせば，上記各事由に該当することは自ずと明らかである。

以下，念のため，異議申立人の主張に理由がないことを詳述する。

### 第3 異議申立人の主張に理由がないことについて

#### 1 文書1について

文書1は，司法試験委員会において，青柳前委員を国家公務員法違反の事実で東京地方検察庁に刑事告発するに際して，同検察庁に提出した告発状である。

- (1) 文書 1 の不開示部分のうち被告発人の生年月日、年齢、及び住所は、被告発人である青柳前委員の個人に関する情報であって、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである（法第 5 条第 1 号後段）。この点、青柳前委員の氏名、肩書き等については、漏えい事案の発覚によって、広く一般に知られているものであるが、青柳前委員の生年月日、年齢、住所といった情報を公にすれば、青柳前委員のプライバシー権、財産権その他の個人の正当な利益を著しく害するおそれが大きいことから、法第 5 条第 1 号後段に該当する。なお、青柳前委員は、考査委員という非常勤の国家公務員であるが、生年月日、年齢、住所という情報は、公務員の職及び職務遂行の内容に係るものではなく、法第 5 条第 1 号ただし書に該当するものではない。
- (2) 文書 1 の不開示部分のうち告発事実のうち犯行の詳細は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報である（法第 5 条第 4 号）。すなわち、上記部分開示決定が行われた平成 27 年 10 月 8 日は、上記第 1 の 5 記載のとおり、青柳前委員が国家公務員法により起訴された直後の時期であり、青柳前委員の公判が係属していた最中であったところ、告発事実のうち犯行の詳細は、未だ非公表の内容であって、法務省の調査により刑事告発段階で認定していた事実関係にわたるものである。これを公にすれば、青柳前委員によって、受験者 A への口裏合わせ、身内と通じたアリバイ作出等の罪証隠滅工作を誘発するおそれがあったものであるから、法第 5 条第 4 号に該当する。
- (3) 文書 1 の不開示部分のうち告発人の肩書き及び氏名は、刑事訴訟規則第 58 条第 1 項、同法第 60 条により、司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名及び押印がなされているところ、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法第 5 条第 6 号）である。すなわち、これを公にすることとなれば、同人の署名及び押印を模倣した文書を容易に偽造することが可能となり、司法試験委員会委員長名義の偽造文書が流布する危険を招き、例えば、司法試験委員会委員長名義による司法試験の合格証書などを偽造して就職に利用したり他の国家試験出願に利用したりするなどの事態を生じかねない。となれば、国

民の司法試験への信頼を失墜させ、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなり、法第5条第6号に該当する。

## 2 文書2について

文書2は、司法試験委員会において、受験者Aに対して、司法試験法第10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するなどの行政処分を行うに先立ち、行政手続法第13条及び同法第30条の規定により、当該処分を受けることとなる受験者Aに弁明の機会を付与した通知書である。

- (1) 文書2の不開示部分のうち被通知者名は、司法試験委員会から弁明の機会を付与された相手方である受験者Aの氏名が記載されているところ、氏名等特定の個人を識別することができる情報であり、法第5条第1号前段に該当する。
- (2) 文書2の不開示部分のうち試験場名は、受験者Aが平成27年司法試験を受験した受験会場が記載されているところ、受験者Aが明治大学法科大学院修了生であることや、平成27年司法試験の合格者に含まれていないことなど他の情報と照合することにより、受験者Aを識別することができることとなる情報であって、法第5条第1号前段に該当する。
- (3) 文書2の不開示部分のうち司法試験委員会の連絡先は、司法試験委員会内部で緊急対応のために使用している2種類の携帯電話の電話番号が記載されている。これらの携帯電話番号は一般に公表していない電話番号であって、司法試験の実施運営に際して部内で緊急対応をとる必要のある際に用いているものであるところ、受験者Aに弁明の機会を付与するに当たり極めて緊急の対応を必要としたことから、文書2に連絡先として記載したものである。すなわち、これらの携帯電話番号を公にすると、同番号に受験者その他一般人から司法試験委員会への照会や問合せの電話がかけられるなどして、緊急対応時にこれらの携帯電話を使用できなくなるおそれが極めて大きく、司法試験の実施業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことから、法第5条第6号に該当する。

## 3 文書3について

文書3は、司法試験委員会において、受験者Aに対して、司法試験法第1

0条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するなどの行政処分を行った際の決定通知書であり、別添として、決定内容及びその理由を記載した司法試験委員会決定が添付されている。

文書3の不開示部分である被通知者名、別添の個人名は受験者Aの氏名が記載され、また、生年月日、試験場名及び受験番号は、受験者Aの生年月日、受験者Aが平成27年司法試験を受験した際の受験会場及び受験番号が記載されている。すなわち、被通知者名及び別添の個人名は、氏名等特定の個人を識別することができる情報にほかならず、試験場名及び受験番号についても、前述のとおり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であって、いずれも法第5条第1号に該当する。

#### 第4 結論

以上のとおり、文書1、文書2、及び、文書3の不開示部分については、法第5条第1号、同条第4号、及び同条第6号に該当する情報が記載されていることから、これらを不開示とした法務大臣の決定は相当である。

以上